

# 官報号外

昭和五十九年六月二十六日

## ○第一百一回 衆議院會議錄 第三十二号

昭和五十九年六月二十六日(火曜日)

昭和五十九年六月二十六日(火曜日)

午後一時三分開議

○議長(福永健司君) これより会議を開きます。

○議事日程 第二十八号  
午後一時開議  
昭和五十九年六月二十六日

第一 港湾運送事業法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

○本日の会議に付した案件  
日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

公害等調整委員会委員長及び同委員任命につき  
(内閣提出)

○本日の会議に付した案件  
日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

中央更生保護審査会委員長及び同委員任命につき  
土地鑑定委員会委員長及び同委員任命につき  
同意を求めるの件

昭和五十九年六月二十六日 衆議院會議錄第三十二号 各種委員の選挙 公害等調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件等四件 港湾運送事業法の一部 を改正する法律案

同委員に三ツ木正次君を、  
土地鑑定委員会委員に青木茂男君、淺村廉君、  
幾代通君、大神三千雄君、久保田誠三君、中村友治君及び松尾英男君を、  
中央更生保護審査会委員長に新谷正夫君を、  
原九一君、矢野照重君及び横山信立君を、  
漁港審議会委員に岡部保君、神尾徹生君、倉武二君、戀塚新吾君、下門律善君、松田廣一君、宮原九一君、矢野照重君及び横山信立君を、  
任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいと申し出があります。

まず、公害等調整委員会委員長及び同委員及び漁港審議会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、いすれも同意を与えるに決しました。

運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年におけるコンテナ埠頭等の近代的な港湾施設の整備などによる港湾における物流合理化の進展の状況にかんがみ、効率的な港湾運送事業の実施が図られるよう改正しようとするものであります。

第一は、港湾運送事業の種類について、船内荷役事業と役事業と沿岸荷役事業を統合して港湾荷役事業とすること。

第二は、コンテナ埠頭等の施設においてみずから統括管理のもとに一定量以上の港湾運送を行う場合にも関連事業者に下請をさせることを認めること。

第三は、その他、本法の施行に伴う経過措置等所要の規定を整備すること。

本案は、四月五日本院に提出され、十七日本委員会に付託となり、五月九日細田運輸大臣から提案理由の説明を聴取した後、十一日から質疑に入り、十八日参考人から意見を聴取し、六月二十二日質疑を終了いたしました。

その間において行われました質疑の主な事項を申し上げますと、本案提出の理由及び本改正の港運業界に及ぼす影響、港湾運送事業法のあり方、認可料金の遵守及び港湾労働者に対する雇用対策等ですが、その詳細は委員会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて、六月二十二日討論に入りましたところ、自由民主党・新自由国民連合の若林正俊君及び民社党・国民連合の河村勝君から、本案に賛成、日本社会党・護憲共同の関山信之君、公明党・国民会議の森田景一君及び日本共产党・革新共同の梅田勝君から、本案に対し反対の意見がそれ述べられ、採決の結果、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、政府は、本法施行に当た

り、その運用に当たっては、過当競争、雇用不安等を感じさせないよう十分配慮すること、港湾運送事業の基盤の充実強化、港湾における職域の拡大方策についての対策の検討等につき、適切な措置を講すべきである旨の附帯決議が全会一致をもつて付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 採決いたしました。  
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(福永健司君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(福永健司君) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨 説明

○議長(福永健司君) この際、内閣提出、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。労働大臣坂本三十次君。

〔國務大臣坂本三十次君登壇〕  
○國務大臣(坂本三十次君) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案についての趣旨を御説明いたします。  
近年、我が国における女子労働者は着実に増加し、約千五百万人と全労働者の三分の一を超えて、その趣旨を御説明いたします。  
また、あらゆる産業、職業に進出し、我が国の経済、社会の発展は今や女子労働者を抜きにしては考えられなくなっています。女子の職業に対する意識も高まり、その生涯における職業生活の比重も増大しております。しかしながら、我が國

経済、社会の実態は、意欲と能力のある女子労働者がそれを十分に發揮し得る環境が整えられていないことは必ずしも言えない状況にあり、そのような環境を整えることが大きな課題となってきたおりまます。

また、昭和五十年の国際婦人年を契機として、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇を確保することが国際的潮流となっている中で、我が国は、国際連合総会において採択された婦人に對するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を昭和五十五年に署名したところであり、先進国の一員として、早期に関係国内法を整備し、条約の批准に備えることが要請されています。

このような内外の情勢を考慮に入れますと、我が国においても、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されるよう、新たな立法措置を講ずる一方、労働基準法の女子保護規定については、女子の就業分野の拡大に資するとともに、時代の変化に即したものとなるよう見直すことが必要となっております。また、これらに加えて、既婚女子労働者の増加等に伴い、女子労働者自身の健康と福祉、さらには次代を担う国民の健全な育成という観点から、母性保護等についての施策の拡充が求められています。また、これらに加えて、既婚女子労働者の増加等に伴い、女子労働者

が女子であることを理由として差別的取り扱いをしてはならないことといたしております。とともに、これらの事項について労働大臣が指針を定めることができますといたしております。また、労働省令で定める教育訓練及び福利厚生並びに定年、退職、解雇については、事業主は労働者が女子であることを理由として差別的取り扱いをしてはならないことといたしております。

その二は、男女の均等な取り扱いに関する紛争の解決のための措置であります。このような紛争については、事業主はまず、企業内で、自主的な解決を図るように努めなければならないことといたしております。また、紛争の関係当事者から求められた場合には、都道府県婦人少年室長が必要な助言指導または勧告を行はばか、都道府県ごとに機会均等調停委員会を設け、紛争の調停に当たしておられます。

その三は、妊娠、出産または育児のため一たん退職し、再就職しようとする女子の就業の援助の措置等であります。すなわち、事業主は、これらの女子の再雇用について特別に配慮するよう努めなければならぬこととし、また、国は、その再雇用の促進に必要な援助を行いうように努めるも

解を深めることができますので、政府といつしましてはこれらの機運の醸成を図つてまいります。

ことといたしております。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、労働婦人福祉法の名称を雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律案について廃止または緩和することといたしております。

その一は、女子の時間外・休日労働の規制について、まず、命令で定める管理職及び専門職につけて、それを廃止することといたしております。

その二は、深夜業の規制について、命令で定めたことといたしておられます。すなわち、募集採用、配置及び昇進については事業主は女子と男子を均等に取り扱うよう努めなければならないこととするとともに、これらの事項について労働大臣が指針を定めることができますといたしておられます。

その三は、危険有害業務の就業制限、生理休暇及び坑内労働について、それぞれ現行規制を緩和するとともに、帰郷旅費の規制は廃止することといたしております。

その四は、妊娠及び出産に係る母性保護について、まず産前休業を多胎妊娠の場合十週間に延長するとともに、産後休業を八週間に延長することとしております。また、妊娠婦が請求した場合に外・休日労働の規制を命令で定める範囲内において緩和することといたしております。

その二は、深夜業の禁止を解除することといたしております。

最後に、この法律の施行は、事前の周知を十分に図る必要があることを考慮し、一部の規定を除き、昭和六十一年四月一日からといたしております。

以上の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案の趣旨でござります。(拍手)

のといたしておられます。

第二は、労働基準法を改正し、妊娠及び出産にかかる母性保護措置を拡充する一方、それ以外の女子保護措置について廃止または緩和することといたしております。

その一は、女子の時間外・休日労働の規制について、まず、命令で定める管理職及び専門職につけて、それを廃止することといたしております。

その二は、女子の時間外・休日労働の規制について緩和することといたしております。

その一は、女子の時間外・休日労働の規制につけて、まず、命令で定める管理職及び専門職につけて、それを廃止することといたしております。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律

の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨

説明に対する質疑

○議長(福永健司君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。土井たか子君。

〔土井たか子君登壇〕  
○土井たか子君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。(拍手)

質問の第一は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約批准に対する政府の姿勢についてであります。

今回の法律の整備は、そもそもこの条約批准のために国内法を制定するものであります。この条約は、女性の労働権は奪うことのできない基本的権利であるとしています。我が党は、この条約を留保することなく完全批准すべきであると主張して、過去六回、男女雇用平等法案を国会に提出してきました。今回の政府法案は、女子の労働権を保障する雇用平等法ではなく、婦人少年問題審議会の法案要綱に対する答申ですら、女子差別撤廃条約の目指す方向に照らせば、なお多くの部分において不十分であると指摘されております。

総理、あなたは、さきのロンドン・サミットを大成功であったと大見えを切られ、抽象的な美辞麗句の羅列である民主主義宣言を採択されてこれまでました。しかしその第二項では、市民の権利と自由を公平に尊重かつ保護するとのべられておりますが、とても今回の法案がこの内容に合致するとも思われません。総理、あなたは、婦人問題企画推進本部長でもあります。このような法案で条約批准ができるとお考えですか。

私の質問の第二は、雇用における男女平等に関

する法律の制定について政府がとられた方法、手段についてであります。

政府は、現行の労働婦人福祉法の改正で雇用機会均等法を制定しようとされております。しかし、労働婦人福祉法は今まで福祉法であります。

こうした筋違いの方法をとられた結果、雇用機会均等法の目的を結局は「女子労働者の福祉の増進と地位の向上を図ること」とし、その基本的理念も働く女性の権利として保障せず、関係者の責務を配慮と努力にとどめています。私は、この点大変気になりましたので、先日政府委員に説明を求めてましたところ、果たせるかな、ここに「女子労働者の福祉」は権利として付与されているものではないと言わられるのであります。

あるいは総理、あなたは、雇用における男女平等問題を、基本的権利の問題としてはなく、政策的に何か物を施してやるといったたぐいの問題としてお考えなのでありますでしょうか。これは見過すことのできない極めて重大な論点であります。総理、ひとつはつきりさせていただきたいと思います。

また、外務大臣、あなたはこの点どうお考えですか。このような立法のあり方が女子差別撤廃条約の趣旨に沿うものですか。聞かせていただきまます。

私の質問の第三は、雇用における均等な機会及び待遇の確保に関する具体的な措置についてであります。

まず、募集及び採用は使用者の努力義務とされています。差別はまさにこの募集、採用、つまり雇用の入り口から始まっているのであります。これを使用者の単に努力義務としたのでは実効性に期待できません。

男女雇用平等法を持つ十八カ国のうち、西ドイツが募集について明記していないほかは、すべて

の国で募集、採用に差別を禁止しています。初めに入り口あります。この肝心の入り口のところ

で女性の雇用が差別されることとは、そこですべてが決まってしまうと言つてよいでございましょう。

配置及び昇進についても、使用者の努力義務になります。このことは、雇用において発生する

性別を理由とするあらゆる差別禁止を定めています。我が国の現状では、女性に全く役職への昇進の機会を与えていない企業が四五・一%もあり、はつきり規制の対象にしなければ平等確保は望めません。昇進が評価に係る問題であるとしても、その評価が性的差別なく

なされたかどうかは、法律判断の対象となるべきものであります。単なる使用者の努力義務を定めた労働婦人福祉法が制定以来十二年たっても見るべき成果が上がっていないことを見ても、わかるではありませんか。募集、採用、配置、昇進について、使用者の女子に対する差別的取り扱いを禁止する規定にすべきであります。総理、いかがでござりますか。

さて、大切なことは、このような差別について、だれがどこでどのようにして是正するかといふことがあります。

政府案は、差別の是正を労使の自主的解決にゆだねてしまい、有効な救済措置は何ら講じられていないという不当な内容になってしまっています。

我が国の労使関係の実情に思いをいたせば、これで差別の解消は非常に困難であります。特に女子労働者の組織率は全体で二四・二%にすぎず、中小企業の場合はわずか数%、ほとんど組織されません。女性は、その中で、不当な結婚退職、若年定年の強制でさえ、大変な犠牲を払つて裁判で争わなければならなかつたという厳しい実態を、総理は直視されるべきではありませんか。それとも総理は、労働大臣が指針を定めれば大いに効果があるとでもお考えなのでしょうか。その程度の行政指導で大いに成果があつた他の労働政

策があるならば、ぜひともお聞かせいただきたいものであります。(拍手)

さて、労使間で解決できなかつた場合は、都道府県婦人少年室長に援助を求めることがあります。この点について発生する

問題であります。このことは、労使間で解決できぬ場合に、婦人少年室長は、助言、指導または勧告をすることができます。

政府は言いたいのであります。しかし、婦人少年室長は、助言、指導または勧告をすることがあります。このことは、労使間で解決できぬ場合に、婦人少年室長は、助言、指導または勧告をすることができます。

政府案は、時間外労働について制限を大幅に緩和または廃止することとしている点であります。この点について、私は総理並びに関係閣僚にぜひともILO第一号条約に御注意を喚起いたします。この点について、私は総理並びに関係閣僚にぜひともILO第一号条約に御注意を喚起いたします。

まず、女子の時間外及び休日労働について制限を大幅に緩和または廃止することとしている点であります。この点について、私は総理並びに関係閣僚にぜひともILO第一号条約に御注意を喚起いたします。

まず、募集及び採用は使用者の努力義務とされています。差別はまさにこの募集、採用、つまり雇用の入り口から始まっているのであります。これを使用者の単に努力義務としたのでは実効性に期待できません。

男女雇用平等法を持つ十八カ国の中、西ドイツが募集について明記していないほかは、すべて

し千八百時間台に對し、實に二千百時間程度と大變なおくれがあります。

こうした日本の長時間労働、女性差別が国際的に批判され、貿易摩擦の要因となつてゐるのは御承知のとおりであります。したがつて、男子の労働条件についても早急に改善しなければならない現状でありますのに、男女平等の撤車を逆方向に持つて、より悪い方に合わせようとなさることは一体何たることでありますか。

総理、労働大臣、お答えください。

外務大臣としては、条約の命ずる健康の保護及び安全についての権利を批准するのにこんなことないと思ひます。

通産大臣、貿易摩擦問題を抱えているお立場ではいかがお考えか、はつきりお答えいただきたいと思います。

また、女子の深夜業禁止について適用除外の道を大きく開いていることは条約違反です。この重大な問題を法律でなく省令に任せ、使用者の必要に応じて決めていこうとすることは、使用者擁護法でなくて何であります。人権保障の法律制定主義に沿わず、近代的法治主義を骨抜きにするものであります。現代社会において、こんなことを総理はお許しになるのでしょうか。

私の質問の第五は、政府が労働基準法の改悪と勤労婦人福祉法の改正とをワンセット、不可分のもとのとして提案していることについてであります。

労働基準法の改悪は、この女子差別撤廃条約以前に経営者が要求してきたものであります。ところが、この条約を経営者の要求を實現せんがための口実にしていることは許すことができません。ここで求められているのは男女差別の撤廃であり、女子の労働権の保障であり、平等を名目に女性に対する保護を外すことではないからであります。政府案の内容は経営側の不必要な要求、圧力に屈したものと断ざざるを得ません。

以上、私は政府案についての問題点を指摘してまいりましたが、このように政府案は問題だらけです。政府はこのような法案を速やかに撤回し、女子差別撤廃条約に沿い、実効ある新規男女雇用平等法を早急に提出し直すべきであると考えま

す。総理の決意を求め、最後に、「女性は家庭に」という言葉がありますが、総理、あなたの女性観をぜひお伺いして、この質問を終えたいと思いま

す。(拍手)

【内閣総理大臣中曾根康弘君登壇】

土井議員にお答

えいたします。

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 土井議員にお答

えいたします。

まず、婦人差別撤廃条約を一切留保することなく完全に批准を目指すべきであるという御質問でござります。

政府といたしましては、条約批准に必要な措置につき鋭意検討を進めておるところであり、行つておるものでござります。我々はこれらの法

制整備を行いまして、批准につきましては着々そ

の手順を進め、慎重に検討の上批准してまいりた

いと思っております。

次に、本法案の内容で条約の批准が可能であるかという御質問でござりますが、本法案の内容で

行つておるものでござります。我々はこれらの法

制整備を行いまして、批准につきましては着々そ

の手順を進め、慎重に検討の上批准してまいりた

いと思っております。

次に、勤労婦人福祉法の一部改正でこのよう

な法律をつくったということは解せられない、そ

ういう御質問でござります。

均等な機会及び待遇の確保を図ることは、やは

り女子労働者の福祉であるとも理解しております。

次に、募集、採用、配置、昇進が努力義務であ

いたしたものでござります。努力義務規定につきましてもその実効を確保するための種々の措置を講じておるところであります。これにより十分効果を上げ得るものと判断をいたしております。

次に、調停委員会の権限あるいはそのほかの措

置があるようであるけれども、不十分であるといふ意味におきまして、婦人少年室長による助言、指導、勧告あるいは機会均等調停委員会による調停を実施する、このような彈力的措置を講じておるのであります。本法の施行については、これらの機関を十分活用することによって万全を期し

合いで、解決を図ることが望ましい、そういう意味におきまして、婦人少年室長による助言、指導、勧告あるいは機会均等調停委員会による調停を実施する、このような彈力的措置を講じておるのであります。本法の施行については、これらの機関を十分活用することによって万全を期し

ておる次第なのでござります。

次に、調停案が受け入れられなかつた場合、そ

れに対する制裁規定抜きでは実効を上げることは

できないではないかという御質問でござりますが、諸外国におきましても雇用の分野における男

女の機会均等取り扱いに関する調停を制裁をもつて担保しておる国があるとは承知しております。

が、諸外国におきましても雇用の分野における男

女の機会均等取り扱いに関する調停を制裁をもつて担保しておる国があるとは承知しております。

は調停という方法はとられておりませんし、英國

や米国やドイツにおいては調停という方法はとら

れていましたが制裁は付されていないと聞いており

ます。我が国においても、これに罰則を設けるべきであるという共通認識が必ずしもできていると

は限らないと思います。

次に、労働時間、休日に関する労働基準法の改

正は結局労働基準法の改悪ではないかという御質

問になると思います。しかし、母性保護規定を除く女子の保護規定ができるだけ早い機会に解消して、男女平等の基盤をつくり上げるというのがこ

の趣旨であります。したがつて、機会均等が制定されている西欧諸外国におきましても、女子保護規定を廃止または緩和いたしておりまして、労働

時間については、また週休二日制の普及等も全体

的に考慮して短縮に努力しておるものなのでござ

ります。

深夜業を女子に認めるごとに御質問でござりますが、欧米におきましては、その実情に

即して女子の深夜業の規制の緩和または廃止をいたしております。婦人差別撤廃条約の要請にこたえて、女子の深夜業の規制の緩和または廃止をしてお

ます。また、女子の深夜業の規制の一部を緩和してお

るということであります。

管理職あるいは専門職につきましては、前か

らこれは外国におきましても外しておりますが、我が国におきましても、工業を除いて、サービス

とか流通の一部につきましてこのような緩和を今

回行つたのは、社会の実態に即して行つておるも

のであります。

次に、この法案は経営者側の意見に顧を向けた

法案ではないかという御質問でござりますが、こ

の法案をつくるにつきましては、審議会の御審議

も願いまして、十分各方面の御意見を尊重して適切な案をつくり上げたものでございまして、決して経営者の顔のみを見てつくりたものではございません。現在の我が国情勢から見まして、健全、現実的な案としてこれを御提案申し上げてい

るものなのでござります。

部分もあるかもしれません。担当大臣としてお答えをいたします。

募集、採用、配置、昇進を禁止規定とすべきではないかという御質問についてであります。

本法案は、将来のあるべき姿を見通して、そして我が国の現状も十分踏まえながら考えていくべきものだという婦人少年問題審議会の建議に基づいたものでございます。つまり、我が国の終身雇用慣行を前提としたしまして、企業の雇用管理においては、募集、採用、配置、昇進では特に勤続年数が重要な要素でございますので、その平均的な男女差を無視することはできないことから、当面、努力規定として出発する方が適切であると考えたからであります。本法案では、努力規定の実効を担保するための種々の措置を講じておりますので、これによつて効果は上がるものと考えております。

それから次は、指針による行政指導の実効性についてであります。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇について、指針に基づく行政指導、紛争の解決の援助、機会均等調停委員会による調停等の措置によりまして、実効を上げていくことがであります。なお、労働省といたしましては、従来から、例えば高齢化社会に対応するための六十歳定年の一般化も今や主流となつてきつつありますが、また、雇用における男女の均等取り扱いを進めるための男女別定期制の解消等のための行政指導を進めてきておりましたが、それそれ所期の目的を達成しております。

次に、罰則なしで実効を上げることができるかどうかという質問であります。総理からもお答えになりましたが、禁止規定は付することは、婦人少年問題審議会において罰則を付すべきであるとの意見は少數意見にすぎなかつたのが実情であります。我が国におきましては、終身雇用が原則的であります。欧米諸国のように、不景気になれば簡単にレイオフをする

とき労使慣行もござります。そういう我が国におきましては、性による差別が刑罰をもつて禁止されるべきであるとの共通認識があるとは認められません。また諸外国におきましても、罰則があるのはフランス、イタリア等の少数の国だけであることがあります。

次は、労働時間、休日に関する労働基準法の改正が、男子の基準に女子を合わせようとするものであつて問題ではないかという御質問であります。婦人差別撤廃条約は、究極的には母性保護を除く女子のみの保護規定の解消を求めるものであります。本法案では、女子がより重く負つている家庭責任の状況など我が国の社会経済の現状にかんがみまして、従来の女子に対する特別保護のうち、現段階において男女の均等な機会及び待遇を確保していく上で、その廢止または緩和が特に必要なものについて廢止または緩和することとしたものであります。

本法案の立法形式につきましての御質問でござりますが、婦人差別撤廃条約の批准のためには、雇用の分野に関する国内法制の整備の一環として、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇を確保するための立法措置並びに母性保護規定を除く女子保護規定の改正が必要であります。

このように、趣旨、目的が同じであり、しかも時期が同じであることが必要である立法措置につきましては、可能な限り形式的に一本化することが必要でありまして、このような形式は政策の意図を周知するという観点からも望ましいことであります。

まあ總じて申し上げれば、そこに山があるから一緒に登らうではありませんか。まず、歴史的な一步をスタートしましょう。そして、スロー・パックステディーでやついていましょう。これは歴史的な事業であります。どうぞひとつそういう意味で、まずスタート、スロー・パックステディー、この三S主義でひとつ歴史的事業に挑戦をしていきたいと思うわけであります。賢明な土井議員のことです。

【國務大臣安倍晋太郎君登壇】  
○國務大臣安倍晋太郎君登壇  
土井議員の御質問は三點にわたります。順次お答えをいたします。

I L O 条約で禁止している深夜業を女子に認めることははどうかという質問でございます。

アメリカ、フランス、イタリア等の機会均等法

制が制定されておる欧米先進国でも、女子の深夜業規制は廢止または緩和されておりまして、その他の国でも深夜業規制の緩和が検討をされております。なお、婦人差別撤廃条約の要請にござります。本法案では、我が国の経済、社会の現状を十分踏まえて、経過的に一般的な深夜業規制を存続させ、雇用における男女の均等な取り扱いを確保す

る観点から必要とされるものについては、一部その規制を緩和することといたしております。

本法案の立法形式につきましての御質問でござりますが、婦人差別撤廃条約の批准のためには、雇用の分野に関する国内法制の整備の一環として、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇を確保するための立法措置並びに母性保護規定を除く女子保護規定の改正が必要であります。

このように、趣旨、目的が同じであり、しかも時期が同じであることが必要である立法措置につきましては、可能な限り形式的に一本化することが必要でありまして、このような形式は政策の意図を周知するという観点からも望ましいことであります。

まあ總じて申し上げれば、そこに山があるから一緒に登らうではありませんか。まず、歴史的な一步をスタートしましょう。そして、スロー・パック

ステディーでやついていましょう。これは歴史的な事業であります。どうぞひとつそういう意味で、まずスタート、スロー・パックステディー、この三S主義でひとつ歴史的事業に挑戦をしていきたいと思うわけであります。賢明な土井議員のことです。

【國務大臣安倍晋太郎君登壇】  
○國務大臣小此木彦三郎君登壇  
お答えいたしました。

I L O 条約で禁止している深夜業を女子に認めることはどうかという質問でございます。

アメリカ、フランス、イタリア等の機会均等法

制が制定されておる欧米先進国でも、女子の深夜業規制は廢止または緩和されておりまして、その他の国でも深夜業規制の緩和が検討をされております。なお、婦人差別撤廃条約の要請にござります。本法案では、我が国の経済、社会の現状を十分踏まえて、経過的に一般的な深夜業規制を存続させ、雇用における男女の均等な取り扱いを確保す

る機会及び待遇の確保が女子労働者の福祉の主要な要素であるとの考え方立脚したものと承知しております。したがつて、本法案は条約の要請に合致しております。

三番目に、均等法案は、女子の労働条件を男子の悪い労働条件を合わせることとなるのではないから、労働時間、休日に関する労働基準法の改正が、男子の基準に女子を合わせようとするものであります。

べきであるとの共通認識があるとは認められません。また諸外国におきましても、罰則があるのはフランス、イタリア等の少数の国だけであることがあります。

本法案の立法形式につきましての御質問でござりますが、婦人差別撤廃条約の批准のためには、雇用の分野に関する国内法制の整備の一環として、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇を確保するための立法措置並びに母性保護規定を除く女子保護規定の改正が必要であります。

このように、趣旨、目的が同じであり、しかも時期が同じであることが必要である立法措置につきましては、可能な限り形式的に一本化することが必要でありまして、このような形式は政策の意図を周知するという観点からも望ましいことであります。

まあ總じて申し上げれば、そこに山があるから一緒に登らうではありませんか。まず、歴史的な一步をスタートしましょう。そして、スロー・パック

ステディーでやついていましょう。これは歴史的な事業であります。どうぞひとつそういう意味で、まずスタート、スロー・パックステディー、この三S主義でひとつ歴史的事業に挑戦をしていきたいと思うわけであります。賢明な土井議員のことです。

【國務大臣小此木彦三郎君登壇】  
○國務大臣小此木彦三郎君登壇  
お答えいたしました。

I L O 条約で禁止している深夜業を女子に認めることはどうかという質問でございます。

アメリカ、フランス、イタリア等の機会均等法

制が制定されておる欧米先進国でも、女子の深夜業規制は廢止または緩和されておりまして、その他の国でも深夜業規制の緩和が検討をされております。なお、婦人差別撤廃条約の要請にござります。本法案では、我が国の経済、社会の現状を十分踏まえて、経過的に一般的な深夜業規制を存続させ、雇用における男女の均等な取り扱いを確保す

たします。

この法案は大変長い名称となっていますが、主として勤労婦人福祉法と労働基準法の一部を改正しようとするものであり、昭和五十五年に政府が署名した国連のいわゆる婦人差別撤廃条約を批准するため国内法を整備する必要があり、その一環として勤労婦人福祉法を改正し、あわせて労働基準法の一部をも改正しなければならないというのあります。

私は、もちろん、既に署名のなされた婦人差別撤廃条約を政府が早期に批准することについては賛成であります。しかしながら、条約批准のための国内法整備に名をかりて、男女の雇用の平等に関する労働婦人福祉法の改正という方法により、しかも改正の内容が本法案のようなものであることを規制緩和の方向で改正してしまうことは許しがたいものだと考えます。

すなわち、政府は、本来男女雇用平等法を新たに単独で制定して、雇用に関して、募集、採用といふ入り口から教育訓練、配置、昇進、さらには出口である定年、退職、解雇に至るまでの各段階の男女の差別を基本的人権を侵害するものとして禁止し、差別を根絶せしめるための有効な措置を定めるべきなのであります。

ところが本法案は、このような立場と異なり、女子労働者の福祉を増進させるための当面の手段として、勤労婦人福祉法の一部を手直しし、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇などに関してのみ男女差別を禁ずることとし、この禁止にも罰則はおろか救済機関の設置などの実効性ある措置を設けず、一方、募集、採用、配置、昇進等の差別については、これをなさないよう、「努めなければならない」とどめています。私としては、本法案は全く不十分なものと断ざざるを得ず、根本的に修正されない限りこれに賛成することはできないのであります。

日本国憲法第十四条は、すべての国民は性別に

より差別されはならないと定めており、男女平等のあり方は一国の民主主義の水準を反映すると言われております。しかし、残念ながら、現在我が国では女性の地位が低く、依然として男性中心社会、男子管理社会という実態が続いているあります。

従来、身分制社会のもとで、あるいは婦人は家庭にとどまるべきであるとの考え方のもとで、いざれの国においても女性の差別が行なわれてきました。しかし近年、特に一九六〇年代に入つて、世界的に男女平等を実現するための力強い歩みが始まり、多くの国際的な宣言や勧告あるいは条約がつくられ、婦人に対する差別は基本的に不正であつて、人間の尊厳に対する侵犯であるとの原則が確立されるようになってきました。二十一世紀に向かって革命的な変化が生じようとしているのです。

人間の半数であるところの女性が、子を産む性としての特殊性にまつわる部分を除いて男性と全く同等の地位に置かれるべきは当然であつて、雇用の分野においても平等の原則は確立されなくてはなりません。

〔議長退席、副議長着席〕

最近では、全雇用者中の女性労働者の割合は世界的に見て三分の一を超えており、我が国においても全雇用者の三五%、数にして一千五百万人弱の女性労働者がおります。

このような状況のもと、憲法第十四条、さらにはすべての国民に勤労の権利義務を保障した憲法

第二十七条にもかかわらず、我が国は今日まで雇用の分野における男女平等を実現する基本法を

持つていませんでした。今、多くの働く女性たち

の物の考え方の見直しをどうしていかれるおつも

りか、明確にされたいのであります。

さらに、本法案について総理及び労働大臣にお尋ねをいたします。

婦人差別撤廃条約第十一條は、その第一項(2)な

ないような状況であります。

そこで、まず第一に、中曾根總理及び労働大臣にお尋ねをいたします。

今回、政府は婦人差別撤廃条約の批准に向けて本法案を提出してきたのであります。しかし、残念ながら、現在我が国では女性の地位が低く、依然として男性中心社会、男子管理社会という実態が続いているあります。

従来、身分制社会のもとで、あるいは婦人は家庭にとどまるべきであるとの考え方のもとで、いざれの国においても女性の差別が行なわれてきました。しかし近年、特に一九六〇年代に入つて、世界的に男女平等を実現するための力強い歩みが始まり、多くの国際的な宣言や勧告あるいは条約がつくられ、婦人に対する差別は基本的に不正であつて、人間の尊厳に対する侵犯であるとの原則が確立されるようになってきました。二十一世紀に向かって革命的な変化が生じようとしているのです。

人間の半数であるところの女性が、子を産む性としての特殊性にまつわる部分を除いて男性と全く同等の地位に置かれるべきは当然であつて、雇用の分野においても平等の原則は確立されなくてはなりません。

〔議長退席、副議長着席〕

現在、婦人差別撤廃条約について各国の批准の状況はどうなっているのか、何ヵ国ぐらいたが批准をし、どのような国が批准をしているのかをお答えいただきたいたいのであります。

また、外務大臣にお伺いをいたします。

現在、婦人差別撤廃条約について各國の批准の状況はどうなっているのか、何ヵ国ぐらいたが批准をし、どのような国が批准をしているのかをお答えいただきたいたいのであります。

また、外務大臣にお伺いをいたします。

次に、文部大臣にお尋ねをいたしますが、従来の我が国における教育にあっては、男女の役割に關して、旧來の偏見を固定的に教えてきた傾きがあつたと思われます。最近の婦人差別撤廃条約、ILO百五十六号条約は、家庭責任を女性労働者ののみならず男子労働者にも広げる新しい視点を示しています。文部省としては、男女平等の基盤をつくり出す男女の役割についての教育、家庭科教育のあり方、さらには教科書等における男性中心の物の考え方の見直しをどうしていかれるおつも

りか、明確にされたいのであります。

さらに、本法案について総理及び労働大臣にお尋ねをいたします。

婦人差別撤廃条約第十一條は、その第一項(2)な

廃のためのすべての適当な措置をとらなければならぬとされています。そして、この適当な措置

というのは、單に法に努力義務を規定するだけでは足りず、少なくとも強行規定を設けることが最低条件になっていると思われます。ところが、本条の要請を満たしていないのではないかと思われますが、この点をどうお考えになりますか。

また、雇用のあらゆる段階において差別をなくそうとするのであるならば、各段階の差別行為について強行法規をもつて禁止するのみならず、違反した状態を是正するために雇用平等監督官を置くとか、紛争を行政的に解決するための審議機関を設けるとかの措置が必要であり、それなしには平等待遇の実が上がらないことが明らかであります。

また、雇用のあらゆる段階において差別をなくそうとするのであるならば、各段階の差別行為について強行法規をもつて禁止するのみならず、違反した状態を是正するために雇用平等監督官を置くとか、紛争を行政的に解決するための審議機関を設けるとかの措置が必要であり、それなしには平等待遇の実が上がらないことが明らかであります。

本法案は、全面的に差別の禁止をなすものではないとともに、禁止された事項についての苦情、紛争は当事者において自主的に解決すべきものとし、場合によっては都道府県労働局長による助言、指導、勧告、機会均等調停委員会の調停を求めるものとしているものの、この勧告等に違反しても制裁がなく、調停は当事者双方が同意したときにのみ行われることとなつております。これ

では全く実効性のある措置とは言いがたいので、なぜもっと実効性のある措置を規定しないのか、その真意を伺いたいのであります。(拍手)

最後に、以下数点について労働大臣にお伺いをいたします。

第一に、本法案においては、労働基準法のうち、女子労働者の労働時間、休日労働、深夜業について、例えは時間外労働にあっては四週間を超えない週について十二時間に当該週数を掛けた時

和を図っております。しかしながら、これら労働基準法の改正は、当面の婦人差別撤廃条約の批准にとって必須のものとは考えられません。婦人差別撤廃条約が母性保護、すなわち妊娠から出産までの保護のみを許さる差別とする基調に立つていることは事実であるとしても、本法案に見られるような緩和された形での女子保護規定が条約のもとで許容されるものであるならば、現行労働基準法の保護規定もまた許容されるはすだからであります。本法案のごとき労働基準法改正は、条約批准のために欠くべからざるものなのでしょうか。

第二に、このような労働基準法の改正がなされることは、労働省が使用者団体の圧力に屈した結果であると考えられます。男女雇用平等に関する立法が取りざたされるようになって以来、日本経営者団体連盟を中心とする経営者団体は、雇用保護規定の撤廃が先決であり、雇用の平等は我が国の労働慣習を根底から覆すなどの見解を明らかにして、使用者側は、婦人少年問題審議会婦人労働部会でも企業の負担増を理由に雇用平等法の実質的形骸化を図ってきたと言われています。そして今回の方案は、事實上こののような使用者側の意見を大幅に取り入れたものと評されているのであります。法案の内容が使用者側に傾き過ぎていることについてどうお考えでいらっしゃるか。

第三に、本法案では、募集、採用、配置、昇進については努力義務とされています。そうなると、これらの行為について差別があった場合、その経営者の行為は、憲法第十四条の法のもとの平等の規定にかかるらず、努力をしたことによって免責され、私法上無効とならないということが考えられます。その結果、民事訴訟による差別是正の道が閉ざされたとしたら大変問題であります。この点はどうお考えでしょうか。

最後、第四に、今日女子のパート労働者が著しく増加していることは周知のことおりであります。これらのパート労働者の労働条件は極めて劣悪で

あります。しかしながら、これら労働条件を実現するためには、やはり、着実にあるべき姿に一步踏み出すといふところではないかといふ御指摘はございまして、現在国会に提出されましたので、労働省ではこれを受けて直ちに法案の作成に入ったわけですが、これが審議会の御審議をいたいでおるところでございます。なるほど、六年といえば大部分おくれておるではないかといふ御指摘はございまして、しかし、長年の審議を続けておりました

法を制定するために早急に作業を開始すべきだとあります。いかがでしょうか。

以上をもって私の質問を終わりますが、総理並びに関係大臣の真摯にして明快なる答弁を期待いたします。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣中曾根康弘君登壇 中村議員にお答

えをいたします。

男女の雇用の平等は、差別撤廃条約の批准に迫りますが、女子労働者の増加及び職業意識の向上に対応して、その能力の有効発揮を図るために、必ずとも実現すべきものであって、今までの取り組みが不十分ではなかつたかといふ御質問でございますが、女子労働者の増加及び職業意識の向上に対応して、その能力の有効発揮を図るために、今までの政府の取り組みについて御批判がございました。

まず第一に、男女の雇用平等実現に対する今日までの政府の取り組みについて御批判がございました。

近年、女子の職場進出は著しいけれども、企業の雇用管理のさまざまな面で男女異なる取り扱いが見られるということから、從来から男女別定年制の解消など差別的な制度、慣習の改善に努めてきましたが、婦人少年問題審議会に雇用における男女の機会均等実現のための法的整備について審議をお願いをしてきたわけですが、

しかしながら、この問題は単に企業の雇用管理の問題ではなく、子供の養育の問題等々、日本の社会全体にかかる大きな問題を含んでおると思

う。したがって、これまでの法的整備について審議をお願いをしてきたわけですが、この問題は単に企業の雇用管理の問題ではなく、子供の養育の問題等々、日本の社会全体にかかる大きな問題を含んでおると思います。労使初め各界各層においてさまざまな意見がありますが、労働省におきましてもこれまでの実効性をもつて充足し得るものと判断をし、条約の要請を満たしていないのではないかと

いふ御質問でございますが、これらの採用や昇進につきまして、これは努力義務規定とはなっておらず、指針の作成、婦人少年室長の行政指導等を規定しておりますが、指針の作成等を規定しておらず、本条約の要請を満たしていないのではないかとお思われる方の意見がありますが、この問題は単に企業の雇用管理の問題ではなく、子供の養育の問題等々、日本の社会全体にかかる大きな問題を含んでおると思います。労使初め各界各層においてさまざまな意見がありますが、労働省におきましてもこれまでの実効性をもつて充足し得るものと判断をし、条約の要請を満たしていると理解をいたしておりま

す。

次に、男女の雇用の平等を実現するためには、

強行規定を制定するとともに、権限ある監督機関等を設置する必要があるという御質問でございま

すが、今回の法案は、雇用における男女の機会均等を確保するため、法的整備を行うことによ

て、将来を見通しつつも現状を十分踏まえたものとする必要があるとの婦人少年問題審議会の建議を踏まえて作成いたしたものであります。努力義務規定につきましても、労働大臣の指針の作成を妨げていると考へられ、緊急にパート労働者の権利を保護するパート労働法を制定する必要がある初め、その他、実効を担保するための種々の措置を講じております。これらによりまして十分効果を上げ得るように努力する所存でござります。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔國務大臣坂本三十次君登壇〕

○國務大臣(坂本三十次君) 中村議員にお答えをいたします。

まず第一に、男女の雇用平等実現に対する今日までの政府の取り組みについて御批判がございました。

近年、女子の職場進出は著しいけれども、企業の雇用管理のさまざまな面で男女異なる取り扱いが見られるということから、從来から男女別定年制の解消など差別的な制度、慣習の改善に努めてきましたが、婦人少年問題審議会に雇用における男女の機会均等実現のための法的整備について審議をお願いをしてきたわけですが、この問題は単に企業の雇用管理の問題ではなく、子供の養育の問題等々、日本の社会全体にかかる大きな問題を含んでおると思います。労使初め各界各層においてさまざまな意見がありますが、労働省におきましてもこれまでの実効性をもつて充足し得るものと判断をし、条約の要請を満たしていないのではないかとお思われる方の意見がありますが、この問題は単に企業の雇用管理の問題ではなく、子供の養育の問題等々、日本の社会全体にかかる大きな問題を含んでおると思います。労使初め各界各層においてさまざまな意見がありますが、労働省におきましてもこれまでの実効性をもつて充足し得るものと判断をし、条約の要請を満たしていると理解をいたしております。

本法案は、将来のあるべき姿を見通しまして、我が国現状を十分しっかりと踏まえまして、そして婦人少年問題審議会の建議に基づいてつくりられたものであることは先ほど申し上げたとおりでございまして、したがって、終身雇用などを前提としております。我が国企業の雇用管理における御質問で弱いのではないかといふ御質問でござります。

本法案は、将来のあるべき姿を見通しまして、我が国現状を十分しっかりと踏まえまして、そして婦人少年問題審議会の建議に基づいてつくりられたものであることは先ほど申し上げたとおりでございまして、したがって、終身雇用などを前提としております。我が国企業の雇用管理における御質問で弱いのではないかといふ御質問でござります。

指針を定めるとともに、労働大臣または婦人少年室長が必要あると認めたときは適切な行政指導を行ふことといたしております。我が国行政指導導は世界的にも定評があるかと私は思っております。さらに、女子労働者と事業主との間の紛争に

ついては、事業主の自主的な解決を促進し、さらには婦人少年室長の助言、指導、勧告を行うとともに、必要に応じ機会均等調停委員会の調停を行うこととしております。本法の施行については、

これらの措置、機関を十分活用することによって万全を期してまいりたいと思っております。

次は、労働基準法の女子保護規定の改正は婦人差別撤廃条約批准の必要条件かどうかというお尋ねでございました。

婦人差別撤廃条約では、母性保護措置以外の労働基準法の女子保護規定につきましては、究極的には廃止することが求められております。しかしながら、本条約は漸進的に実施することを認めておりまして、したがって、批准時までにすべての女子保護規定を改正していくことも、漸進的に改正していくことが許容されると考えております。次に、労働基準法の改正に当たっての基本的な考え方でございます。

経営者団体の圧力に屈したものではないかなどというような御質問でございますが、さようなことはございません。婦人差別撤廃条約は、母性保護を除き、女子に対する特別の保護は差別に該当するので穿極的には解消することが必要であるとされております。婦人少年問題審議会の建議においても、それらを見直すことが必要とされておりました。

しかしながら、本条約も漸進的実施を認めておりまして、また、同建議も指摘するように、これらを直ちに廃止することは困難でありますので、本法案は、女子がより重く負っている家庭責任の状況等を踏まえて、現段階において、男女の均等な取り扱いを確保していく上で、その廃止または緩和が特に必要とされる保護規定については、廃止または緩和をすることとしたものでござります。決して経営者団体の一方的な意見に従ったものではありません。労使双方の主張の中でも、とり入れるべきものは取り入れてやつたものでござります。大局的判断に立って、そして女子の能

力活用を図ろう、そして我が国社会の発展を望みたいという、さような大局的見地から判断をいたしましたものでございます。(拍手)

【國務大臣森喜朗君登壇】

○國務大臣(森喜朗君) 中村議員にお答えを申し上げます。

私の御質問の第一点は、家庭科教育について改めるべきではないかとのお尋ねでございます。

現在、高等学校「家庭一般」の女子のみ必修につきまして、婦人差別撤廃条約との関連で問題がございまして、この六月に設けました家庭科教育に関する検討会議におきまして、今日の家庭を取り巻く環境の変化や条約との関連をも考慮いたしながら、幅広い視点に立ちまして、高等学校家庭一般等の今後のあり方等につきましての基本的な考え方を取りまとめていただくことを考えております。

第二の御質問に、男女の役割について教科書の差別的記述を改めるべきではないかとのお尋ねでございますが、教科書の内容には、社会の現実が反映される面もありますので、将来のあるべき姿を考慮しつつ、男女の異なった状況や場面が記述されている場面もあり得ますが、これらの記述は男女差別の観点で記述されているとは考えておりません。

なお、検定に当たりましては、今後とも、男女の平等、相互の協力、理解について留意してまいりたいと考えております。(拍手)

【國務大臣安倍晋太郎君登壇】

○國務大臣(安倍晋太郎君) 婦人差別撤廃条約について今まで何ヵ国が批准しているのか、また主要な批准国はどこかというお尋ねでございます。

リア、デンマーク、ギリシャ、オーストラリア、フランス、スペイン等でございます。

以上でございます。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) 労働大臣から、答弁を補足したいとのことであります。これを許します。労働大臣坂本三十次君。

【國務大臣坂本三十次君登壇】

○國務大臣(坂本三十次君) 中村議員に答弁漏れがございまして、おわびをいたします。

まず、募集、採用、配置、昇進について努力義務規定とするにより、民事訴訟が行えなくなるのではないかということについてでございます。

努力義務規定を設ける趣旨は、具体的な努力目標として指針を設けて事業主の自主的努力を促すことにより、男女の均等を実現しようというものであります。努力義務規定は、直接これを根拠として民事訴訟による救済を可能とするものではありませんが、本法案において公序良俗等の一般法理を排除する趣旨でこれらの規定を設けるものではないので、公序良俗違反等の理由で訴訟を提起することについて何ら影響を与えるものでないと考えております。また、公序良俗に違反する事案については、努力したことの立証のみをもって当然に免責されるわけではないと考えております。

次に、パート労働法の制定についてでございます。

パートタイマーの雇用の安定と労働条件の確保の問題は、当面の労働行政の重要な課題であると考えております。このため、今年度においては、これまでの施策の一層の充実を図るほか、パートタイマーの実態に即した総合的な対策を構立したいと考えております。現在鋭意検討を行っているところであります。なるべく早くこの検討結果をパートタイム労働対策要綱としてまとめまして、これに基づき労使に対する啓発指導を進めてまいりたいと考えております。パートタイマーの保護

のための法制化の問題につきましては、このようないいいう、さような大問題見地から判断をいたしましたものでございます。

以上のを待ちたいと考えております。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) 塚田延充君。

【塚田延充君登壇】

○塚田延充君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま提案となりました雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案に関する質問を行ふものであります。

戦争の悲惨さから将来の世代を救う目的で、国連憲章を採択いたしました。その基本理念は、個人の尊厳を平等に保障する基本的人権と男女及び大小の各國の同権に関する信念を改めて確認することにあつたのであります。

国際連合は、一九四五年、それまで二度にわたって言語に絶する苦しみと破壊を人類に与えた戦争の悲惨さから将来の世代を救う目的で、国連憲章を採択いたしました。その基本理念は、個人の尊厳を平等に保障する基本的人権と男女及び大小の各國の同権に関する信念を改めて確認することにあつたのであります。

しかししながら、それでもかかわらず、婦人に對する広範な差別が依然として存在することを憂慮した国連は、一九七九年、婦人に對する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること、並びにこのために婦人に對するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要な処置をとることを決意して、婦人差別撤廃条約を採択したのであります。

我が国におきましても、女性の人身売買及び売春からの搾取の禁止、政治に参加する権利や配偶者を自由に選び婚姻する権利の獲得など、基本的人権を保障するための男女平等確立の歴史があつたことを想起しなければなりません。

我が民社党は、立党以来、党的理念として、「一切の抑圧と搾取から社会の全員を解放して、個人の尊厳が重んぜられ、人格の自由な発展ができるような社会の建設」を綱領に掲げ、その実現を目指してまいりました。今、国連において採択された婦人差別撤廃条約の批准期限を来年に控え、私は、日本が世界に冠たる憲法を持つ民主主義国家として、どの国にも引けをとらない男女平等の制度を確立し、条約批准の条件を整えることが何よりも急務であると考えるのであります。

そこで、まず総理にお伺いいたします。

国連婦人の十年最終年に当たる来年のナイルビでの世界会議の前に、政府において示された国内行動計画をすべて実行し、婦人差別撤廃条約を批准案件として国会に提出することを約束できるかどうか。また、ただいま提案となりました法案も含め、批准案件として政府が考えておられる整備すべき国内法令とは何か。それをどのような手順で整備したいと考えているのか。総理の明確なる御答弁をいただきたいのであります。(拍手)

さて、我が国の憲法第十四条は男女の平等の原則を規定しており、これを受けて労働基準法第四条は男女の賃金差別を禁じております。しかし、残念ながら今日の雇用における女子を取り巻く状況は、憲法上の要請からはほど遠いところにあると言わざるを得ません。募集、採用においては広範な男女の差別的取り扱いが行われており、また採用の資格技能についても同様となっております。採用に際しては、女子を特定の職種、職場、職務に配置し、初任給に格差がつけられ、教育訓練についても、女子には訓練の機会が少ないと云ふような慣習が少ないので現状であります。

このような男女の差別的取り扱いの結果として、女子の賃金は、労働基準法第四条が男女の賃金差別を禁じているにもかかわらず男子の約半分

にすぎず、昇進、昇格の機会も少ないという状況にあります。もちろん、女子の雇用上の差別は、個々の男女差別を背景に持つており、雇用上の男女平等をこれらとの問題と切り離して実現することは、日本が世界に冠たる憲法を持つ民主主義国家として、どの国にも引けをとらない男女平等の制度を確立し、条約批准の条件を整えることが何よりも急務であると考えるのであります。

そこで、まず総理にお伺いいたします。

国連婦人の十年最終年に当たる来年のナイルビでの世界会議の前に、政府において示された国内行動計画をすべて実行し、婦人差別撤廃条約を批准案件として国会に提出することを約束できるかどうか。また、ただいま提案となりました法案も含め、批准案件として政府が考えておられる整備すべき国内法令とは何か。それをどのような手順で整備したいと考えているのか。総理の明確なる御答弁をいただきたいのであります。(拍手)

さて、我が国の憲法第十四条は男女の平等の原則を規定しており、これを受けて労働基準法第四条は男女の賃金差別を禁じております。しかし、

我が民社党は、以上のようない状況から、募集、採用について男女差別を禁止し、女子に男子と均等な機会を保障するとともに、雇用条件、労働条件、教育訓練等について男女差別を禁止し、法に違反する男女差別を速やかに是正するための措置を講ずるため、男女雇用平等法の制定を提唱してきました。私は、政府が、水と油ほどにも異なる労使双方の意見の調整を図り、さまざまな障害を乗り越えて本案を提出してこられた御努力に感謝いたしました。私は、政府が、既婚者を含み、あらゆる産業、職業に従事するに至っております。

第二に、募集、採用、配置、昇進について事業主の努力義務規定としておりますが、その実効性その理由をお聞かせいただきたいのであります。

第三に、本案は、事業場における配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇に関する規定が、男女平等の支障となることなく、男女平等の実効を着実に上げるために実情に応じた方法で漸進的ななされなければならないと考へるのであります。政府は、このように御認識のもとに本案を提出されたのか、さらに、これによって女子の労働環境にどのような影響が及ぶと考えておられるのか、労働大臣にお聞きしたいのであります。

また、本案では、國の育児休業に関する援助について努力義務規定を設けておりますが、我が党は、育児休業制度が西ドイツ、フランス、イタリ

にすぎず、昇進、昇格の機会も少ないという状況にあります。もちろん、女子の雇用上の差別は、個々の尊厳が重んぜられ、人格の自由な発展ができるような社会の建設を綱領に掲げ、その実現を目指してまいりました。今、国連において採択された婦人差別撤廃条約の批准期限を来年に控え、私は、日本が世界に冠たる憲法を持つ民主主義国家として、どの国にも引けをとらない男女平等の制度を確立し、条約批准の条件を整えることが何よりも急務であると考えるのであります。

そこで、まず総理にお伺いいたします。

国連婦人の十年最終年に当たる来年のナイルビでの世界会議の前に、政府において示された国内行動計画をすべて実行し、婦人差別撤廃条約を批准案件として国会に提出することを約束できるかどうか。また、ただいま提案となりました法案も含め、批准案件として政府が考えておられる整備すべき国内法令とは何か。それをどのような手順で整備したいと考えているのか。総理の明確なる御答弁をいただきたいのであります。(拍手)

さて、我が国民の憲法第十四条は男女の平等の原則を規定しており、これを受けて労働基準法第四条は男女の賃金差別を禁じております。しかし、

我が民社党は、以上のようない状況から、募集、採用について男女差別を禁止し、女子に男子と均等な機会を保障するとともに、雇用条件、労働条件、教育訓練等について男女差別を禁止し、法に違反する男女差別を速やかに是正するための措置を講ずるため、男女雇用平等法の制定を提唱してきました。私は、政府が、既婚者を含み、あらゆる産業、職業に従事するに至っております。

第二に、募集、採用、配置、昇進について事業主の努力義務規定としておりますが、その実効性その理由をお聞かせいただきたいのであります。

第三に、本案は、事業場における配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇に関する規定が、男女平等の支障となることなく、男女平等の実効を着実に上げるために実情に応じた方法で漸進的ななされなければならないと考へるのであります。政府は、このように御認識のもとに本案を提出されたのか、さらに、これによって女子の労働環境にどのような影響が及ぶと考えておられるのか、労働大臣にお聞きしたいのであります。

また、本案では、國の育児休業に関する援助について努力義務規定を設けておりますが、我が党は、育児休業制度が西ドイツ、フランス、イタリ

す。差別撤廃条約につきましては、昭和五十五年六月の内閣総理大臣を長とする婦人問題企画推進本部の申し合わせを踏まえ、可能な限り昭和六年までに批准したい所存でございます。批准承諾案件の国会提出もそれに間に合うよう努力してまいる所存でございます。

なお、同条約を批准するために整備すべき国内法令及びその手順いかんという御質問でございましては、既に国籍法は改正済みでございます。あるいは相続法の改正もこれに關係いたしまして既に済んでおります。雇用の分野について提出した関係法案も今国会での成立を期待しております。その他の分野につきましては、具体的にいかなる措置を講ずるかについて、同条約批准時期を念頭に置き、さらに検討を進めてまいりたいと思います。

次に、育児休業法を我が国でも制定すべきではないかという御質問でございます。

この問題も、長年検討されました婦人少年問題審議会の建議における多数意見から、育児休業請求権の法制化については社会的コンセンサスは得られていないと理解をしております。したがいまして、本法案では請求権の法制化は行わないとしておりますが、國の事業主に対する助言、指導、その他の援助を行うよう努めるべき旨の規定を新設しておりますし、また休業の期間を延長しておる次第でございます。なお一層育児休業の普及の促進を図つてまいります。

必要ある場合にはこれを見直す旨の規定を本法案に明記すべきではないかという御質問でございまして、政府は、この条約の理想とする姿を念頭に置きつつも、我が国の社会経済状況を十分踏まえて、当面最も適切な現実的な措置として本法案を作成いたしました。関係審議会の答申にもありますように、今後、社会経済状態の変化に即応して見直すことは必要であるとは考えますが、あえて法律に見直しを規定する必要はないと考えておる

次第でございます。

残余の答弁は労働大臣からいたします。(拍手)

〔國務大臣坂本三十次君登壇〕

○國務大臣(坂本三十次君) 塚田議員にお答えをいたします。

本法案の禁止規定に罰則がついていないことに

ついての御質問でございました。

婦人少年問題審議会において罰則をつけるべきで

あるとの意見は少数意見にすぎませんでした。我が国におきましては、性による差別が刑罰をもつて禁止されるべきであるというのが共通認識であることは認められておりません。また、諸外国でも

罰則があるのはフランス、イタリア等少数でござ

います。

次に、努力義務規定の実効担保及び指針の具体的な内容についての御質問でございました。

本法案では、努力規定の実効を担保するため、努力目標を具体的に明示する指針を定めるとともに、労働大臣または婦人少年室長は、必要がある

と認めるときは適切な行政指導を行うことといつてあります。さらに、女子労働者と事業主との間の個別具体的な紛争については、事業主の自主的解決、婦人少年室長の助言、指導、勧告を行つたとともに、必要に応じ機会均等調停委員会の調停を行ふことといたしております。なお、指針の具体的な内容については、今後関係審議会に譲つてこれを定めるつもりでございます。

次に、この機会均等法成立後、調査検討して、必要ある場合にはこれを見直す旨の規定を本法案に明記すべきではないかという御質問でございまして、政府は、この条約の理想とする姿を念頭に置きつつも、我が国の社会経済状況を十分踏まえて、当面最も適切な現実的な措置として本法案を作成いたしました。関係審議会の答申にもありますように、今後、社会経済状態の変化に即応して見直すことは必要であるとは考えますが、あえて法律に見直しを規定する必要はないと考えておる

と判断をしたものであります。私は効果が上がると思つております。

次に、都道府県婦人少年室及び機会均等調停委員会が各県一ヵ所という状況で効果的な救済が行わるかとのことでありまするが、男女雇用機会均等法に係る紛争については、最終的には裁判所による救済にゆだねられる性格のものではあります。

本法案では、簡易迅速に労使の話し合い

によつて解決されることが最も望ましいと考えま

して、まず事業主の自主的解決の努力を促すと

もに、婦人少年室長による助言、指導、勧告を行

いまして、必要な場合には、都道府県ごとに新設する機会均等調停委員会による調停を行ふこと

いたしております。本法の施行につきましては、これらの措置、機関を十分活用することによって

万全を期してまいりたいと思っております。

次に、労働基準法の女子保護規定の解消は漸進的に行わるべきではないかというお尋ねであります。

婦人差別撤廃条約は、母性保護を除き、女子に

対する特別の保護は差別に該当するので究極的に

は解消することが必要とされておりまして、婦人

少年問題審議会の建議においても、これらを見直

すことが必要であるとされております。しかしな

がら、本条約も漸進的実施を認めておりまして、婦人

また同建議も指摘するように、これらを直ちに廢止することは困難でありますので、本法案は、条約の目指す姿に漸進的に近づくよう、労働時間

を初めとした労働条件等労働環境、女子が家事、

育児等のいわゆる家庭責任を負つてゐる状況、女

子の就業と家庭生活との両立を可能にするための

条件整備等の現状を考慮して作成をいたしたもの

でございます。

次に、今回の労働基準法の改正による女子の労働環境に対する影響についてのお尋ねがございました。今回この法改正は、婦人少年問題審議会の建議を

いたしました。

本法案は、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准のために提出されたものであります。同条約はその前文において、「婦

人に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に違反するもの」とあります。

人に対するすべての差別を撤廃するよう高らかに宣言し、立法や制裁を含む必要な措置をとることを各國政府に求めました。高度に発達した資本主義国の中では、とりわけ厳しい男女差別に苦しめられている我が國の婦人は、この条約の国連での採択を心から歓迎いたしました。我が党も、同条約の早期批准と実効ある国内法の整備を政府に強く要求し続けてまいりました。

ところが、今回提出された本法案では、雇用の入り口である募集、採用や職場配置、昇進に至るまで、事業主の単なる努力義務とするにとどまり、差別を法的に禁止しないばかりか、罰則も設けないものであり、職場の男女差別を是正する法制度としては余りにも実効性のないものとなつておられます。何よりも重大なことは、このいわゆる雇用の機会均等措置と抱き合わせに労働基準法の改悪を行い、婦人労働者の時間外・休日・深夜労働の規制緩和や解除など母性保護の大大幅な後退を図り、女性の就業を一層困難にしようとしていることであります。これでは機会均等どころか、男女平等に逆行するものと言わざるを得ません。(拍手)

今日、我が国における婦人労働者は、男子の賃

金一〇〇に対し五二・八という格差に端的に示されているように、極めて深刻な状況にあり、さまざまな差別によって人間としての尊厳が著しく傷つけられています。差別撤廃は緊急かつ重大な政治課題であり、その解決は一日も早く実現されなければなりません。ところが、この法案は、財界、大企業の新たな搾取強化を図る労働力政策と女子保護規定の執拗な削除要求を積極的に受け入れ、財界の要求にこたえていても、働く多くの婦人の願いには全く背を向けたものと言わざるを得ません。

総理、あなたは、一体だれの立場に立って、何のためにこの法案を提出されたのか、まず明らかにしていただきたいのです。(拍手)

雇用における眞の男女平等とは、まず社会的機

能たる母性の保護を当然の前提としなければなりません。その上で、あらゆる労働条件と職業生活のすべての面で男子と同等の機会と権利を保障することになります。総理、あなたは、政府の婦人問題企画推進本部長という最高責任者として、これまでの面で男子と同等の機会と権利を保障することをいたします。

次に、我が国は、広く知られておりますよう

に、先進国中最も労働時間の長い国であり、歴代自民党政のもとで、ILOの労働時間関係条約はまだ一本も批准されておりません。また、政府が決めた年間労働時間は二千時間以内とする短縮目標の達成もなおほど遠く、さらに本法案によつて女子の労働時間が延長されれば、この目標の達成がいよいよ不可能になることは余りにも明らかであります。総理は、この矛盾をどう説明されるのか、明確にお答えいただきたいと思いま

す。

次に、労働大臣にお伺いいたします。

法案は、時間外労働については、これまでの制限の二倍に当たる年間三百時間もの残業を多くの婦人に行わせることができるようにするものであり、また、深夜業の禁止規定を解除する女子の管理制度は、専門職の範囲は法定されず、著しく拡大されています。おそれがあります。かつて政府が発表した専門家による報告書によつても、長時間労働、深夜労働は、女性の健康破壊を進めると指摘しています。このような改悪では、婦人労働者は、本人の意思に反して退職を余儀なくされることは必至であります。結局、これは婦人の就労の機会を奪うものではありませんか。労働大臣の御見解を伺いま

す。

次に、均等法の問題について、五点に絞つてお尋ねいたします。

その第一は、この法案が、雇用における男女平等の実現にとって不可欠な男女差別の禁止や差別を受けた婦人への迅速な救済を行うという最低限度の目的さえ定めていないのは、一体どういう理由

によるものでしようか。本法の目的として明確に定められたうべきであると考えますが、いかがでしょうか。

第二は、募集、採用での機会均等が事業主の努力義務となつている点であります。雇用関係成立後の配置、昇進はもちろんのこと、募集、採用を含めて禁止規定にするべきであると関係者が一致して求めております。なぜ努力規定にとどめられるのでしょうか。これでは就職する段階から婦人が差別、排除されている現状が一向に改善されないことになると考えますが、いかがでしょうか。

第三は、いわゆる紛争の解決の援助についてであります。本法案は、教育訓練、福利厚生、定年、退職及び解雇については差別を禁止しながら、実際に差別事案が発生した場合、差別をなくすのではなく、双方の互譲で解決するという調停制度にゆだねています。これでは禁止規定を形骸化してしまうだけではありませんか。罰則を設けて差別禁止を徹底すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

第四は、男女雇用平等確保のための行政体制が余りにも貧弱過ぎることであります。この法律の執行に当たる労働省婦人局職員は、地方出先機関を含め、わずか二百名余りです。しかも、司法上の捜査権のないのはもちろん、企業への立ち入りなど行政調査権さえ与えられておりません。このような人員と権限で全国三百五十万事業場の男女労働者は、女性の健康破壊を進めると指摘しています。差別を実際になくしていけると大臣は本当に思つてゐるのですか。率直にお聞きいたします。私は、労働者が差別に対し事業主から報復を受けずに被害を申告できる制度をつくり、担当職員の増強と調査権限等を強化することを求めます。また、労働基準監督行政や職業安定行政との組織的な協力を法律上も確立すべきだと考えますが、御見解を求めてます。

第五は、公務員の適用除外の問題です。女子公務員にもさまざまな差別が加えられていること

は、現に裁判まで争われていることからも周知の事実であります。この法案の差別への規制力を強化することを前提として、公務員への適用を図らるべきであります。同時に、今こそ日本の働く婦人たちが長年にわたり切望し続けてきた歴史的な婦人差別撤廃条約の批准にふさわしい国内法を確立するため、労働基準法改悪反対、実効ある男女雇用平等法制定の国民の声にとたえて最後まで奮闘する決意を述べ、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 藤田議員にお答

えをいたします。

第一問は、総理は、だれの立場に立つて、何の

ために本法案を提出したかという御質問でござりますが、私は、国民の立場に立つて、主として女性のために本法案を提出した、こういうことであります。

次に、母性保護の立場をいかに認識するかとい

うことでございますが、母性保護のための措置は、女子そのもののほかに、子供にとっても必要であるのみならず、健全な社会を育成するという面からも大事であります。しかしながら、婦人差別撤廃条約上も同様の考えに立つておると思います。産前、産後

の休業の延長など、労働基準法の母性保護規定も今回はさらに充実していります。

次に、婦人の残業時間の規制が緩和されるといふことによって、年間約二千時間の労働時間達成も不可能になるのではないかという御質問でござりますが、条約によれば、母性保護措置を除く女子の保護規定は、この条約においては究極的には廃止することが求められておるのであります。言いかえれば、母性保護だけを特に頭に置いておられるようで、あとは男と女は完全に平等にせよといふのが条約の趣旨のようあります。しかし、本条約は漸進的に実施されることが許容されておりますので、女子の時間外・休日労働の制限等も

緩和することにしたものであります。労働時間につきましては、週休二日制の普及等を重点に、全体としてこの短縮に今後も努力してまいります。この対策の進め方につきましては、公労使三者構成の中央労働基準審議会において検討中でございます。

残余の答弁は労働大臣からいたします。(拍手) 「國務大臣坂本三十次君登壇」

○國務大臣(坂本三十次君) 藤田議員にお答えをいたします。

労働基準法の女子保護規定の見直しによる時間外労働の制限の緩和や深夜業の規制の緩和が婦人労働者の労働条件の劣悪化、健康の破壊を招き、婦人の就労機会を奪うことにはならないかという御質問でございました。

婦人差別撤廃条約の趣旨に照らせば、母性保護規定を除く女子保護規定は実質的には廃止すべきではありまするが、今回の法改正に当たっては、女子がより重く家庭責任を負っていることなど経済、社会の現状を十分考慮して、一定の範囲内で緩和するにとどめております。これにより、女子の労働条件の悪化や就労機会の減少を招くことはならないと考えております。今回の改正によって、男女の均等な取り扱いを一層促進し、女子の職域を拡大することになると思われます。次は、本法案の目的に男女差別の禁止や迅速な救済について規定することにつきまして御質問がございました。

御指摘の男女差別の禁止や救済措置は、本法案の目的規定に規定している雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進を図るために具体的な措置として第二章に規定しておるものでありますて、この規定方法で十分適切なものと思っております。

三番目の御質問は、募集、採用について努力義務規定としたことについての御意見であります。本法案は、るべき将来を見通しながらも、我

が国の現状を十分踏まえたものにすべきであるとの審議会の建議を採用したものであります。すなわち、終身雇用慣行を前提とする我が国の企業の運営においては、募集、採用は特に勤続年数が重要な要素でありますので、その平均的な男女差を無視することはできないことから、当面、努力規定とすることが適当であると考えたものであります。

次に、禁止規定に罰則を設けよという御質問の御質問であります。

禁止規定に罰則を付することは、婦人少年問題審議会において、罰則を付すべきであるとの意見は少数意見にすぎなかつたようであります。我が国においては、性による差別が刑罰をもつて禁止されるべきであるとの共通認識があるとは認められておりませず、また諸外国でも、罰則があるのは少数であります。

次に、男女雇用平等確保のための行政体制について、現在の体制で男女差別を実際になくせると思つて、おさめてきたところでございます。今回の法案では、婦人少年室長の権限を強化し、機会均等調停委員会を新設して、本法の円滑な施行を図ることといたしておりますが、今後とも行政体制の充実強化に努めつつ、本法を施行することにより、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を着実に進めることができます。加えて、各公務員法でも具体的な規定を盛り込んでおります。したがつて、公務員については均等法第二章を適用する必要はないと考えております。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) これにて質疑は終了いたしました。

午後三時七分散会

扱いをすることは厳に慎むべきであり、労働省としても、このようなことがないよう適切に指導をしていく考えであります。

次に、担当職員の増強、司法上の捜査権、行政調査権の付与等についての御質問であります。

雇用の分野における男女の均等な取り扱いの確保については、婦人少年問題審議会の建議を踏まえて、罰則や行政命令ではなく、指針の策定、婦人少年室長の行政指導等により実効を確保することとしているので、司法上の捜査権等は付与する必要はないと考えております。しかしながら、労働大臣は必要があると認めるときには事業主に報告を求めることができるようにしておりまして、これにより本法を効果的に施行できるものと考えております。また、婦人少年室については、その体制を充実するとともに、労働基準監督機関及び職業安定機関と密接な連携をとりながら、本法案の円滑な施行に努めていく所存であります。

最後に、公務員に対して本法案の差別への規制力を強化して適用すべきではないかということについてでありまするが、国及び地方公共団体については憲法第十四条が直接適用されるので、公務員については雇用の分野における男女の均等な取り扱いに関する法的枠組みが既に存在をしております。加えて、各公務員法でも具体的な規定を盛り込んでおります。したがつて、公務員についての質問であります。(要請書受領)

○副議長(勝間田清一君) これにて質疑は終了いたしました。

出席政府委員

内閣総理大臣 中曾根康弘君	法務大臣 住 荣作君
外務大臣 安倍晋太郎君	文部大臣 森 喜朗君
農林水産大臣 山村新治郎君	通商産業大臣 小此木彥三郎君
運輸大臣 細田 吉藏君	労働大臣 坂本三十次君
国務大臣 稲村佐近四郎君	國務大臣 中西 一郎君
勞働省婦人少年局長 赤松 良子君	

○副議長(勝間田清一君) これにて質疑は終了いたしました。

午後三時七分散会

出席政府委員	内閣総理大臣 中曾根康弘君	法務大臣 住 荣作君
内閣総理大臣 中曾根康弘君	法務大臣 住 荣作君	
外務大臣 安倍晋太郎君	文部大臣 森 喜朗君	農林水産大臣 山村新治郎君
通商産業大臣 小此木彥三郎君	運輸大臣 細田 吉藏君	労働大臣 坂本三十次君
國務大臣 中西 一郎君	國務大臣 中西 一郎君	國務大臣 中西 一郎君
勞働省婦人少年局長 赤松 良子君		
○副議長(勝間田清一君) 本日は、これにて散会いたしました。		
午後三時七分散会		

○副議長(勝間田清一君) 本日は、これにて散会いたしました。

○副議長(勝間田清一君) これにて質疑は終了いたしました。

出席政府委員

内閣総理大臣 中曾根康弘君	法務大臣 住 荣作君
外務大臣 安倍晋太郎君	文部大臣 森 喜朗君
農林水産大臣 山村新治郎君	通商産業大臣 小此木彥三郎君
運輸大臣 細田 吉藏君	労働大臣 坂本三十次君
國務大臣 中西 一郎君	國務大臣 中西 一郎君
勞働省婦人少年局長 赤松 良子君	

○副議長(勝間田清一君) これにて質疑は終了いたしました。

午後三時七分散会



木島喜兵衛君 上西 和郎君  
安倍 基雄君 菅原喜重郎君  
環境委員  
辞任 金子 みつ君 串原 義直君  
(議案付託) 串原 義直君  
補欠 金子 みつ君 串原 義直君

一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。  
道路運送法等の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）  
一、去る二十一日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。  
身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案

（議案通知）  
右  
国会に提出する。  
昭和五十九年四月五日  
内閣総理大臣 中曾根康弘

港湾運送事業法の一部を改正する法律案  
港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）の一部を次のよう改める。

号の一部を次のように改定する。

二、港湾荷役事業（前条第一項第二号及び第四号に掲げる行為を行ふ事業）  
第三条中「左に」を「次に」に改め、第二号を次のように改める。  
第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。  
第四条第一項中「第五号」を「第四号」に、「同条第六号から第八号まで」を「同条第五号から第七号まで」と、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「第五号」を「第四号」に改める。  
第六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「第五号」を「第四号」に改める。

2 2 この法律の施行の際現に改正前の港湾運送事業法（以下「旧法」という。）第四条第一項の規定

第十六条第二項本文中「こえる」を「超える」に、「行なつた」を「行った」に改め、同項ただし書を次のように改める。

（議案付託） 一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

当該一般港湾運送事業者が当該月中に引き受けた港湾運送に係る第二条第一項第二号から第五号までに掲げる行為のうちいずれかの種別の行為を前項の規定に従つて自ら行つたとき。

二、当該一般港湾運送に係る貨物量に運輸省令で定める率を乗じて得た貨物量以上の量の貨物について、コンテナ埠頭その他の運輸省令で定める施設において第二条第一項第二号又は第四号に掲げる行為を運輸省令で定めるところにより自らの統括管理の下において行つたとき。

三、前項に規定する者は、この法律の施行の日から六月を経過する日までに、運輸省令で定めるところにより、当該事業を從前の事業の範囲内で引き続き営む旨を地方運輸局長（海運監理部長を含む。）に届け出たときは、新法第四条第一項の規定による港湾荷役事業の免許を同条第二項の規定により從前の事業の範囲に限定され受けたものとみなす。

四、旧法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新法の相当規定によりした処分、手續その他他の行為とみなす。

五、附則第二項の規定により從前の例によることとされる船内荷役事業又は沿岸荷役事業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。ただし、旧法の規定中「五万円」とあるのは「二十万円」と、「三万円」とあるのは「十万円」とする。

（港湾労働法の一部改正）

六、港湾労働法（昭和四十年法律第百二十号）の一部を次のように改定する。

七、第三条中「第五号」を「第四号」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三号中「第五号」を「第四号」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第五号中「日日」を「日々」に、「こえて」を「超えて」に改める。

（港湾労働法の一部改正）

八、附則第二項の規定により從前の例によることとされる船内荷役事業又は沿岸荷役事業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。ただし、旧法の規定中「五万円」とあるのは「二十万円」と、「三万円」とあるのは「十万円」とする。

（港湾荷役事業の一部改正）

九、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改定する。

（船舶整備公団法の一部改正）

十、船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）の一部を次のように改定する。

（登録免許税法の一部改正）

十一、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改定する。

（船舶整備公団法の一部改正）

十二、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改定する。

（地方税法の一部改正）

十三、この法律の施行の際現に改正前の港湾運送事業法（以下「旧法」という。）第四条第一項の規定

による船内荷役事業又は沿岸荷役事業の免許を受けている者は、この法律の施行の日から六月間（次項の規定による届出をしたときは、その届出をした日までの間）は、改正後の港湾運送事業法（以下「新法」という。）第四条第一項の規定による港湾荷役事業の免許を受けないでも、当該事業を從前の例により引き続き営むことができる。

（罰則に関する経過措置）

## 港湾運送事業法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

右報告する。  
昭和五十九年六月二十二日

衆議院議長 福永 健司殿 運輸委員長 福家 俊一

## 議案の要旨及び目的

本案は、コンテナ埠頭等の港湾施設の整備及び物流合理化の進展にかんがみ、効率的な港湾運送事業の実施が図られるよう、港湾運送事業法を次のように改正しようとするものである。

## 1 業種区分の統合

港湾運送事業の種類について、船内荷役事業と沿岸荷役事業を統合して港湾荷役事業とすることとする。

## 2 下請に関する規制の彈力化

一般港湾運送事業者が一定の貨物量以上の量の貨物に係る港湾運送をコンテナ埠頭等の施設において自らの統括管理の下において行う場合には、その引き受けた港湾運送事業者と一定の密接な関係を有する港湾運送事業者に下請させることとするとする。

## 3 経過措置

現に船内荷役事業又は沿岸荷役事業の免許を受けている者が、この法律の施行の日から六月以内に従前の事業の範囲内で当該事業を引き続き営む旨を届け出たときは、港湾荷役事業の免許を従前の事業の範囲に限定されて受けたものとみなすこととする。

## 4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

## 二 議案の可決理由

本案は、コンテナ埠頭等の港湾施設の整備及び物流合理化の進展にかんがみ、効率的な港湾運送事業の実施を図るための措置として適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

## 〔別紙〕

港湾運送事業法の一部を改正する法律案に對する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項につき、適切な措置を講ずべきである。

一 港湾運送事業法の改正に伴い、その運用に当たっては、過当競争、雇用不安等を生じないよう十分配慮すること。

二 中小企業の多い港湾運送事業の事業基盤の充実強化に努めること。

三 コンテナリゼーション等の革新荷役の進展状況についての実態調査を行い、港湾における職域の拡大方策について必要な対策を検討すること。

四 認可料金の遵守等港湾運送に関する秩序の確立になお一層努めること。

右決議する。

衆議院会議録第三十号中正誤

ペジ	段	行	誤
九〇	三	八	所要
九六	三	二	猛暑
九五六	一		猛省
九五六ページ下段 別表の治山の計画年度の欄			

「56～61」は「57～61」の誤り。

昭和五十九年六月二十六日 衆議院会議録第三十二号

九九八

明治三十五年三月三十日  
第三種郵便物規可

発行所

東京都渋谷区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京 三六二一(大蔵) 105

一定  
二〇円部